## 公益財団法人北海道スポーツ協会 企画運営委員会規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人北海道スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第3 9条の規定に基づいて設置された企画運営委員会(以下「委員会」という。)に関することを定める。
- 第2条 この委員会は、本会の業務に関し総合調整を図るため、次の事項について審議し、 理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。
  - (1) 本道のスポーツ振興及び本会の運営に関し企画し、及び調整を図ること。
  - (2) 定款その他諸規程の改廃等に関すること。
  - (3) 加盟団体の組織強化に関すること。
  - (4) 体育施設の管理・運営に関すること。
  - (5) 必要な資金の調達に関すること。
  - (6) 基本財産及び運用財産の運用に関すること。
  - (7) 事業、予算及び決算に関すること。
  - (8) スポーツ功労者の表彰に関すること。
  - (9) 広報誌の発行に関すること。
  - (10) その他、他の委員会に属さないこと。
- 第3条 この委員会の委員は、会長が指名する理事及び学識経験者若干名の者を、理事会 に諮って委嘱する。
- 第4条 この委員会に、次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 第5条 委員長は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 第10条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。
- 第12条 この規程の変更は、委員会の議を経、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成19年6月22日から施行する。
- 2 総務委員会規程及び財務委員会規程は、平成19年6月21日をもって廃止する。

- 3 競技力向上委員会規程第2条中、「理事会の承認を経て、これを処理する。」を「理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。」に改める。
- 4 普及・生涯スポーツ委員会規程第2条中、「理事会の承認を経て、これを処理する。」を「理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。」に改める。

附則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則(平成24年3月22日改正)

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 (平30年9月5日改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。